



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月18日火曜日 第2311号外1

◇ 目 次 ◇
条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... 1
 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 3
 愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例..... 4

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例..... 4
 愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例..... 5
 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例..... 5
 愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例..... 6

条 例

○愛媛県条例第47号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 省略</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>3 <u>当分の間、東日本大震災に対処するため第19条第1項第26号の作業に引き続き5日以上従事した場合は、第20条第1項第20号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（災害応急作業等手当の特例）</p> <p>4 <u>第61条及び附則第8項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</u></p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>

- (4) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく内閣総理大臣の市町村長及び都道府県知事に対する指示若しくは本部長指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該指示若しくは本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）
- 5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。
- (1) 前項第1号の作業
- ア イに掲げる作業以外の作業 作業1日につき 20,000円
- イ 人事委員会が定める施設内において行う作業 作業1日につき 5,000円
- (2) 前項第2号の作業
- ア 屋外において行う作業 作業1日につき 10,000円
- イ 屋内において行う作業 作業1日につき 2,000円
- (3) 前項第3号の作業
- ア 屋外において行う作業 作業1日につき 5,000円
- イ 屋内において行う作業 作業1日につき 1,000円
- (4) 前項第4号の作業 作業1日につき 2,500円
- 6 前項第1号ア又は第2号アの作業が心身に著しい負担を与えることと人事委員会が認めるものである場合は、これらの規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。
- 7 同一の日において附則第5項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額（前項の規定による加算額を含む。以下この項において同じ。）が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。
- 8 第61条及び附則第4項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときに支給する。
- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- ア 河川の堤防等
- イ 道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺
- ウ 港湾施設
- (2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業
- 9 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円を超えて支給してはならない。
- 10 附則第8項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第8項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日以上従事した場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項から第10項までの規定は、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当の内払)
- 3 平成23年3月11日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員の特殊勤務手当に関する条例第20条第3項の規定により支給された県警察に勤務する職員の特殊勤務手当（同項に規定する区域において行う作業に係るものに限る。）のうち、新条例附則第4項各号に規定する敷地内又は区域において行う作業（同項第4号に規定する区域において行う作業にあっては、当該区域の屋外において行うものに限る。）に係るものは、同項の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

○愛媛県条例第48号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項</u>に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「国体等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（国体等の競技又は公式練習としての利用（法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。）に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を前条第1項に規定する税率の2分の1とすることができる。</p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第46条の2 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助</u>を受けて<u>道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業</u>を経営する者が所有する一般乗合用バスのうち、必要と認められたもの</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第22条 省略</p> <p>(自動車取得税の非課税)</p> <p>第22条の2 <u>道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を</u>経営する者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、<u>第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、</u></p>	<p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項</u>に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「国体等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（国体等の競技又は公式練習としての利用（法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。）に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を同項_____に規定する税率の2分の1とすることができる。</p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第46条の2 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>生活交通路線の_____維持のために国の補助を受けて県が交付するバス運行対策費補助_____</u>を受けて_____一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する一般乗合用バスのうち、必要と認められたもの</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第22条 省略</p>

自動車取得税を課さない。

- (1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線であること。
- (2) 平均乗車密度に1日当たりの運行回数に乗じて得た数値が15以上150以下であること。
- (3) 知事が地域住民の生活に必要と認めた路線であること。

第22条の2の2 省略

第22条の2 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第46条の2第1項第3号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第22条の2の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例第46条の2第1項第3号の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第49号

愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

愛媛県スポーツ振興審議会条例(昭和37年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県スポーツ推進審議会条例</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、愛媛県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p style="text-align: center;">(委員)</p> <p>第3条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">(補則)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県スポーツ振興審議会条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第6項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(定数)</p> <p>第2条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 審議会の委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">(補則)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が教育委員会と協議して定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例（平成6年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第34条第3項の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条</u>第3項の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県農林水産研究所使用料条例（昭和38年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材の強度試験</td> <td>1件につき</td> <td><u>19,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	区分	種別	単位	金額	省略	省略			林業関係	省略				木材の強度試験	1件につき	<u>19,200円</u>		省略			省略				<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材の強度試験</td> <td>1件につき</td> <td><u>9,100円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	区分	種別	単位	金額	省略	省略			林業関係	省略				木材の強度試験	1件につき	<u>9,100円</u>		省略			省略			
区分	種別	単位	金額																																														
省略	省略																																																
林業関係	省略																																																
	木材の強度試験	1件につき	<u>19,200円</u>																																														
	省略																																																
省略																																																	
区分	種別	単位	金額																																														
省略	省略																																																
林業関係	省略																																																
	木材の強度試験	1件につき	<u>9,100円</u>																																														
	省略																																																
省略																																																	

附 則

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表1の表の規定は、この条例の施行の日以後の試験の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第52号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、</p>	<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、</p>

同項の許可を受けることを要しない。

(1)～(5) 省略

(6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築、又は移転

ア～エ 省略

オ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線一般放送（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第4号に規定する有線一般放送（同省令第142条に規定する共同聴取業務に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるもの（新築にあつては、有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）

カ・キ 省略

(7)～(13) 省略

3 省略

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

(1)～(24) 省略

25 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

同項の許可を受けることを要しない。

(1)～(5) 省略

(6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築、又は移転

ア～エ 省略

オ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る

_____。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるもの（新築にあつては、有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）

カ・キ 省略

(7)～(13) 省略

3 省略

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

(1)～(24) 省略

25 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

26 放送法（昭和25年法律第132号）による放送の事業_____の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例（昭和42年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（賞じゆつ金の種類等）	（賞じゆつ金の種類等）
第3条 省略	第3条 省略

2 殉職者特別賞じゆつ金は、職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に該当して警察勲功章を授与された場合において授与するものとし、その額は、3,000万円以下とする。

3～6 省略

2 殉職者特別賞じゆつ金は、職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられる
ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害を受けた結果死亡し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に該当して警察勲功章を授与された場合において授与するものとし、その額は、3,000万円以下とする。

3～6 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。